

美祢市学校事務共同実施協議会の web サイトに関するガイドライン

このガイドラインは、美祢市学校事務共同実施協議会（以下、「協議会」という）のwebサイトの開設及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

- 1 協議会会員及び美祢市内教職員への広報活動、会の運営に必要な情報伝達活動、会員共通の書庫としての利用及び交流を目的とする。

（管理運営）

- 2 協議会webサイトの管理・運営は、美祢市共同実施拠点校（以下、「拠点校」という）が行う。

（公開）

- 3 協議会webサイトに掲載する情報等については、拠点校校長の判断をもって行う。ただし、承認が必要なものについては、協議会の承認を得るものとする（削除する場合も同様）。
- 4 公開する内容は、協議会の資料、研究成果、事務だより等協議会の活動に関すること及びその他教育に関する情報とする。
- 5 個人情報については、プライバシー保護に十分留意し、次のとおりとする。

（1） 公開しないもの

プライバシーの侵害となるおそれのあるもの（氏名・住所・電話番号・生年月日等）

（2） 状況によって公開できるもの

集合写真等。ただし、個人名は同時掲載しない。

（3） 本人の同意を得て公開できるもの

個人名が特定される写真や資料等

（著作権）

- 6 協議会webサイト上の著作物の著作権は協議会に属する。また、作成にあたっては著作権法に十分留意し、違法な公表・複製等の行為は行わない。

（禁止事項）

- 7 管理者並びに利用者は、次の行為をしてはならない。

（1） 法令及び公序良俗に反する行為

（2） 営利を目的とする行為

（3） 第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害する行為

（4） 第三者を誹謗・中傷・差別する行為

（5） その他、インターネットを利用する上でのルールとマナーに反する行為

（免責）

- 8 このサイトは、情報の共有を目的としたものであり、その結果生じた損害については協議会では責任を負わない。

（リンク）

- 9 協議会webサイトをリンクする場合には、事前に協議会の許諾を得るものとする。

（問い合わせ等への対応）

- 10 サイトへの問い合わせ・回答については、拠点校が対応する。

（その他）

- 11 このガイドラインは必要に応じて見直しを行う。

平成 20 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 2 月 27 日改訂